

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-3
許認可等の種類	准看護師免許証の再交付			
根拠法令条例等 条項	保健師助産師看護師法施行令第7条第2項、同第4項、同第5項、同第6項			
許認可等の概要	准看護師免許証の再交付			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・保健師助産師看護師法施行令 第七条(略) 2 准看護師は、免許証を亡失し、又は損傷したときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の再交付を申請することができる。 3(略) 4 免許証を損傷した保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が、第一項又は第二項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。 5 保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣又は免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。 6 第一項又は第二項の申請及び前項の免許証の返納は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	10日			
期間の制定根拠	—			